

# 令和7年度第4回丹波篠山市農地の貸し借り等に関する検討会次第

日時：令和8年3月24日（火）10:00～

場所：丹波篠山市立四季の森生涯学習センター東館大会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 会議の公開について

4. 議事

「農地の貸し借りに関する基準についての意見交換」

5. その他

6. 閉会

# 農地の貸し手と借り手の合意形成の円滑化に向けて

農地の貸し借りの  
合意形成を支える2つの柱(手段)

貸し手と借り手のスムーズな合意形成

## 第1の柱

「見える化」された  
「目安」情報の提供

- ・地区別詳細データ
- ・負担区分の提示

## 第2の柱

地域ぐるみでの「目安」  
の共有とルールづくり

- ・推進体制の構築
- ・地域ルールの策定支援

- 農地の貸し借り実態に対する「共通認識」
- 農地の貸し借りに関する関係法令の遵守

主観的な個々の交渉から  
客観的・組織的な合意形成へ

## 合意形成の考え方の転換

	現状	情報の明確化と共有
議論の根拠	過去の慣習 個人の主観・感情	地区別のデータなどの 「客観的な目安」
負担の捉え方	「賃借料」の一語で曖昧	賃料、草刈、水利費、管理料を 「項目ごとに分離」
交渉のサポート体制	孤立した当事者同士の 交渉	集落・担い手農家などで情報共有し 「集落総意」によるサポート

## 農地の貸し借りに関する法的な留意事項

農地の貸し手・借り手双方が適正な合意形成を行うためには、関係法令上の留意点を整理し、トラブルの未然防止を図ることが重要です。

### 1. 基本的な考え方

- (1) 当事者間の合意原則：農地の貸借は、当事者間の自由な意思に基づく合意が原則です。
- (2) 行政の役割：市や農業委員会は、中立的な立場から適正な判断材料（目安）を提供する役割を担います。
- (3) 法令遵守：合意内容は農地法、民法、独占禁止法などの関連法規に適合している必要があります。

### 2. 農地法に関する留意事項：手続きの適正化

- (1) 許可・届出の必須：農地の貸借には、農地法に基づく許可または届出が不可欠です。
- (2) 書面化と実態の一致：口頭のみでの貸借や、契約上の耕作者と実際の耕作者が異なる「名義貸し」は、紛争時に権利が保護されないリスクや許可要件違反となる可能性があります。
- (3) 使用貸借（無償）の妥当性：無償契約であっても、費用負担が一方に過度に偏る場合は、将来的な紛争の原因となるため、実態に即した内容であるかが重要です。

### 3. 民法に関する留意事項：合意形成の明確化

- (1) 事実上の強制の禁止：地域慣行を理由とした強制や不利益を示唆しての契約締結は、合意の有効性が争われるリスクがあります。
- (2) 条件の具体化：賃料だけでなく、草刈り、水利費、土地改良区賦課金等の負担区分を明確に定めることが、解釈の相違による紛争を防ぎます。
- (3) 書面化の重要性：トラブルを未然に防ぐため、合意内容は書面（契約書等）で残すことが強く推奨されます。

### 4. 独占禁止法に関する留意事項：競争制限の回避

- (1) 価格・条件の統一：特定の事業者間で賃料や費用負担を一律に固定する申し合わせは、競争制限につながるおそれがあります。
- (2) 「目安」の性質：市や農業委員会が提示する情報は、あくまで「協議の出発点」としての参考情報であり、個々の契約条件を強制するものではありません。

## 5. 合意形成に向けたチェックポイント（セルフチェック）

- 手続き：農業委員会への許可・届出は適切か
- 内容：賃料・費用（水利費・草刈り）・期間は書面で明確か
- 意思：外部からの強制ではなく、当事者の自由な意思か
- 実態：実際の耕作者と契約名義は一致しているか
- 均衡：一方に過度な（営農継続を困難にするような）負担が偏っていないか

## 6. 相談窓口の活用

契約内容に疑義がある場合や、当事者間での解決が困難な場合は、以下の窓口をご活用ください。

- (1) 無料法律相談：対面（毎週水曜日）または電話（月1回）による専門家相談
- (2) 農業委員会による和解の仲介・農事調停：事務局への申し出により、専門的な知見を持つ委員による調整が可能です

\* 委員提供資料

水田10a当り 経費明細(JA価格)

R5年1月

作業名	料金(円)	
コータリーすき 秋	9,240	
春	9,240	
代かき	11,000	
田植	9,240	
苗代	775円×18枚=13,950	
	箱施用剤 3,500	
肥料散布	1,650円/回×4=6,600	
土力の達人	2,850円×4袋=11,400	
アツミン	3,830円×2=7,660	
有入Mコート282	5,880円×2=11,760	
ケイ酸カリ	3,980円×2=7,960	
	(肥料代 38,780)	
農薬散布	1,100	
除草剤エンペラー1k	3,450	
無人ヘリ	3,300	
畦畔草刈	220㎡×15円/㎡×4回=13,200	
ライスセンター搬入料	670kg×8円/k=5,360	
コンバイン刈取	27,500	
乾燥調製	22,000	生もみ水分30%以下
	15袋×(80円/袋+50円/検査料)	精玄米450kgとする
	=1,950	
合計	179,410	
精玄米	15袋×6,500円=97,500	
クズ米	24kg×50円/k=1,200	
	△80,710	

※ 委託提供資料

令和5年1月

## 農地利用権設定標準条件について

農会

米価の大幅下落及び生産資材(肥料・農薬・農機具・燃料等)費の急激な高騰により、農業収支のさらなる赤字化が常態化する中、自治会内の持続可能な農業を目指し、農地の利用権標準条件を設定する。  
尚、自治会外への委託も同様とする。

### 記

1. 施設改修積立金 委託農家負担

2. 水利費 委託農家負担

3. 畦畔の草刈 委託農家負担

年4回以上委託農家が実施すること。

但し、受託農家に依頼する場合は、実費としてm2当たり15円以上の支払とする。

尚、草刈面積は受委託農家間で協議すること。

また、同じく受託者に実費を支払う方法として、作業時間での支払いも可能とする  
作業時間での支払いは、(2,000円/時間あたり)を基準とする。

4. 用水路・排水路の管理 受託農家が実施

上記については、令和4年度から実施することを原則とする。